

2013年12月

在留邦人の皆様へ

在アトランタ総領事館

米国の医療制度改革法の施行について

2014年1月1日をもって医療制度改革法(Affordable Care Act)が本格施行され、これにより、米国に在住する個人は、通常、同法の定める基準を満たした医療保険に加入する、あるいは罰金税を支払うことが求められることとなります。

これらの規定の外国人への適用(日本の公的医療保険に加入している在留邦人の扱いを含む)について、これまで米国政府に照会してきておりますが、米国在住外国人への適用関係については「検討中」とされ、現時点では明確な説明を得られておりません。

本件については、引き続き米国政府への照会を鋭意実施し、結果・状況につき、当館ホームページ、メールマガジン等を通じて随時お知らせして参ります。

在アトランタ総領事館

Phipps Tower, 3438 Peachtree Road, Suite 850

Atlanta, GA 30326

Tel : 404-240-4300

Fax : 404-240-4311